

大田原市役所地球温暖化防止実行計画

【事務事業編】

平成26年3月

平成27年11月一部改定

平成30年 6月一部改定

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

1 地球温暖化問題の基本的事項	
(1) 地球温暖化とは	1
(2) 温室効果ガスの種類	1
2 地球温暖化対策に関する取組	
(1) 国の取組	2
(2) 栃木県の取組	3
(3) 本市の取組	3
3 計画の基本的事項	
(1) 計画の目的	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 基準年度及び計画期間	4
(4) 対象範囲	5
(5) 対象とする温室効果ガス	5

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガスの排出状況	8
2 削減目標	8

第3章 個別具体的な取組

1 省エネルギーの推進	9
2 省資源化の推進	11
3 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	12
4 グリーン購入の推進	13
5 施設の低炭素化の推進	14

第4章 計画の推進等

1 計画の推進体制	
(1) 地球温暖化防止推進員	15
(2) 地球温暖化防止推進責任者	15
(3) 地球温暖化防止対策推進会議	15
(4) 事務局	15
2 職員に対する研修等	16
3 点検の体制	
(1) 地球温暖化防止推進員	16
(2) 地球温暖化防止推進責任者	17
(3) 事務局	17
4 評価の体制及び方法	17
5 結果の公表	17

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

1 地球温暖化問題の基本的事項

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

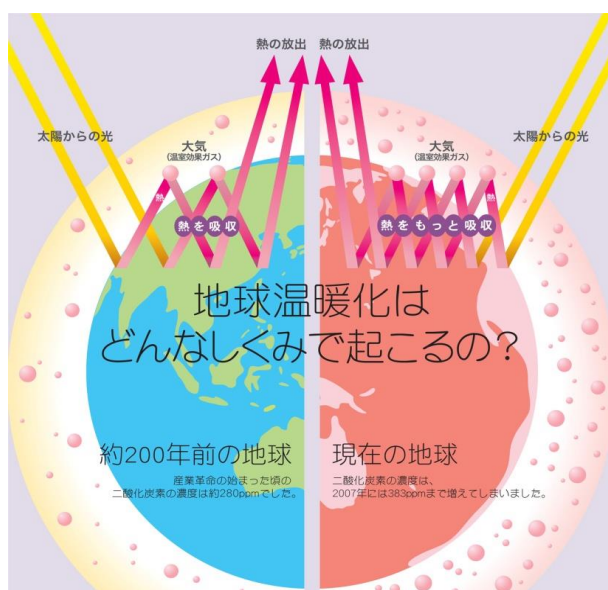


図1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター
(<http://www.jccca.org/>)

(2) 温室効果ガスの種類

人為的に発生する温室効果ガスとしては燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の影響が最も多くなっていますが、それ以外にも様々な発生源から排出されています。

表1 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源 二酸化炭素	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー 起源二酸化炭素	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。	エコセメントの普及など
メタン	稲作、家畜の腸内醗酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
HFC（ハイドロフル オロカーボン）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質・技術への転換等
PF ₆ （パーフル オロカーボン）	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質・技術への転換等
SF ₆ （六ふっ化 硫黄）	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	（絶縁ガス）機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 （半導体）製造プロセス等での回収等や代替物質・技術への転換等

2 地球温暖化対策に関する取組

(1) 国の取組

日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。温対法では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

また、温対法に基づき、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、京都議定書で定められた温室効果ガス排出量の1990年度（平成2年度）比6%削減に向けた取組が行われてきました。

さらに、平成20年7月には「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、2050年（平成62年）までに温室効果ガス排出量を現状比で60～80%削減する長期目標が定められています。

(2) 栃木県の取組

栃木県では、平成 23 年 3 月に、「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」、「栃木県庁環境保全率先実行計画」及び「栃木県地域新エネルギービジョン」を統合した「栃木県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

「栃木県地球温暖化対策実行計画」では、2015 年度（平成 27 年度）までに県内の温室効果ガス排出量を 1990 年度比で 15%削減、2020 年度（平成 32 年度）までに 1990 年度比で 25%削減することを目標としています。

また、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組むこととしており、2015 年度までに県庁の温室効果ガス排出量を 2009 年度（平成 21 年度）比で 7%削減する目標が定められています。

(3) 本市の取組

本市では、平成 6 年に「環境保全都市大田原」を宣言し、平成 8 年 4 月には「大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例」を施行するなど、市民や事業者とともに各種の施策を積極的に推進し、豊かで美しい自然と人間の共生を目指すまちづくりに努めてきました。

また、平成 12 年 10 月に「大田原市役所地球温暖化防止実行計画」、平成 25 年 12 月には「大田原市役所節電エコオフィス取組方針」を策定するなど、積極的に地球温暖化対策に関する取組を進めています。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

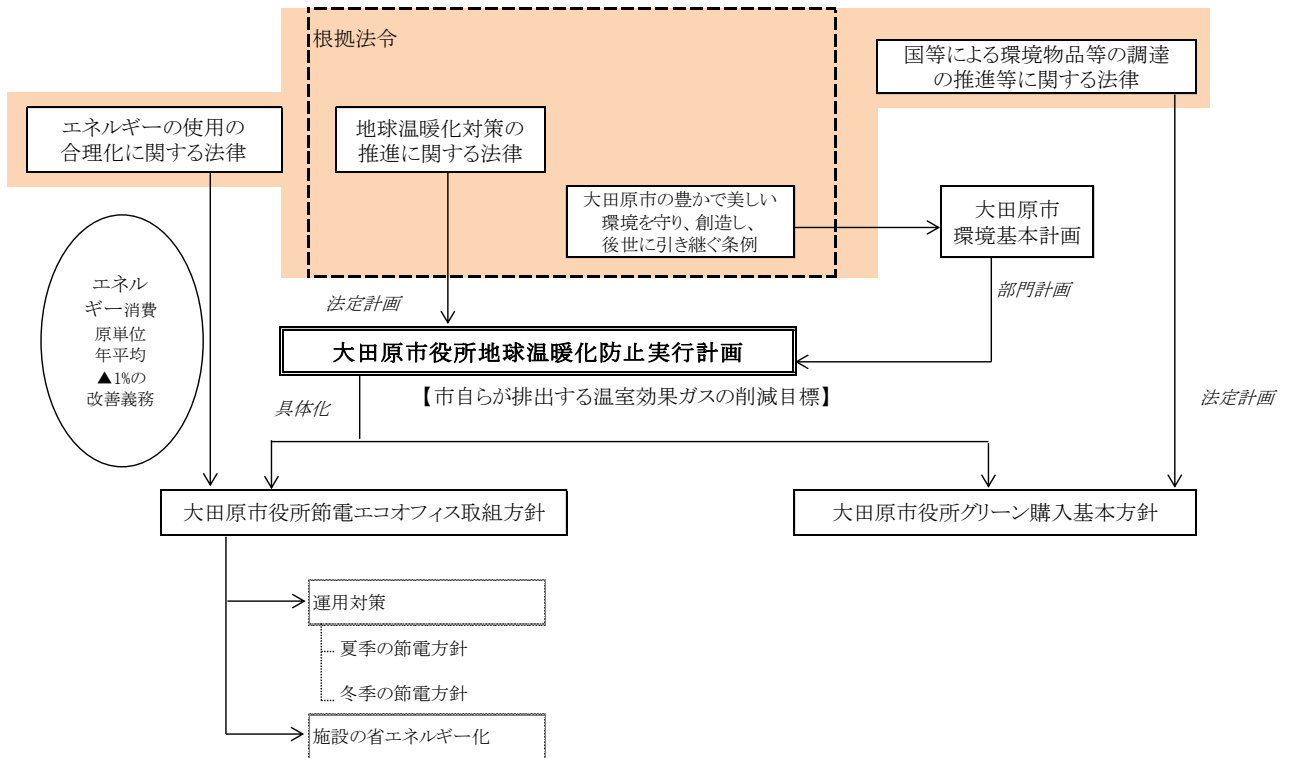
本計画は、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減及び環境負荷の低減並びに環境保全に向けた職員の意識向上を図ることにより、もって地球温暖化対策を推進することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、温対法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定が義務付けられた法定計画です。

また、「大田原市環境基本計画」のうち、温室効果ガス排出量の削減に関する本市の取組を詳細化した部門計画としての性格も有します。

図2 地球温暖化対策に関する法令及び計画の体系



参考1 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

参考2 大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例第27条

第27条 市は、エネルギーの有効利用、資源の再利用、オゾン層の保護、地球温暖化の防止その他地球規模での環境保全について、国若しくは他の地方公共団体又は関係機関等との連携により積極的に貢献するよう努めなければならない。

(3) 基準年度及び計画期間（平成30年6月 計画期間の改定）

	平成26年3月策定	平成30年6月改定
基準年度	平成24年度	平成24年度
計画期間	平成26～30年度の5年間	平成26～32年度の7年間
最終年度	平成30年度	平成32年度

平成 26 年 3 月策定においては、基準年度を平成 24 年度とし、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で計画期間でありました。しかし、大田原市では最終年度となる平成 30 年度間の平成 31 年 1 月 1 日に本庁舎の建て替えや部課等の集約などにより、公共施設の配置環境が従来と大きく変わることとなりました。実行計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、市町村には計画の策定と公表の義務がありますので、未策定期間を持つことはできません。

事務事業編は「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）に即して策定することが地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項により義務付けられており、地球温暖化対策計画に即した 2030 年度末までの計画期間が推奨されています。また、国温暖化対策の施策に本市計画を即した改定をする必要があります。それらを勘案し平成 30 年 6 月、平成 24 年度基準を使用した実行計画で、改定に必要な準備期間（実績集計および改定検討の 2 年間）を計画上延ばす『期間の改定』をすることとなりました。

なお、計画期間中においても、目標と実績の乖離、計画の進捗状況、技術の進歩及び社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて「大田原市役所地球温暖化防止対策推進会議」に諮り見直しを行うこととします。

（4）対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務事業とします。

ただし、指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業については、計画の対象外としますが、計画の趣旨や取組内容を通知し、受託者等に対して協力を求めることとします。

（5）対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法で規定する 6 種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素とします。

表2 本計画の対象課及び施設

部局	課及び施設名
総合政策部	政策推進課 総務課 情報政策課 危機管理課 (しんとみ安全安心ステーション)
湯津上支所	湯津上支所総合窓口課 (湯津上庁舎)
黒羽支所	黒羽支所総合窓口課 (黒羽庁舎、両郷地区コミュニティセンター、黒羽農業構造改善センター)
財務部	財政課 (仮設庁舎、東別館、南別館、議会棟、北東分室、黒羽川西倉庫、城山倉庫、旧寒井小学校) 税務課 収納対策課 検査課
保健福祉部	健康政策課 (大田原保健センター) 福祉課 子ども幸福課 (各保育園、子育てプラザ館、つどいの広場さくやま) 高齢者幸福課
市民生活部	国保年金課 市民課 生活環境課 (消費生活センター、緑資源リサイクル施設)
産業振興部	農政課 農林整備課 商工観光課 (勤労青少年ホーム、市民交流センター) 農業委員会事務局
建設部	道路建設課 道路維持課 (今泉補修基地、黒羽補修基地) 都市計画課 建築住宅課 建築指導課 まちづくり推進課
水道部	下水道課 (各下水道処理施設) 水道課 (各上水道施設)
会計課	
議会事務局	議事課
監査委員事務局	
教育部	教育総務課 (各小学校、各中学校、学校給食センター) 学校教育課 (大志館すばる) 生涯学習課 (生涯学習センター) 中央公民館 (大田原東地区公民館、大田原西地区公民館、金田北地区公民館、金田南部地区コミュニティセンター(農業者健康管理センターを含む)、親園農村環境改善センター、野崎研修センター、佐久山地区公民館、湯津上農村環境改善センター、黒羽川西地区公民館) 文化振興課 (総合文化会館、ピアートホール、那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館、なす風土記の丘湯津上資料館、歴史民俗資料館、芸術文化研究所、親園民具等展示室) スポーツ振興課 (栃木県立県北体育館、大田原体育館、武道館、黒羽体育館、黒羽運動公園、弓道場、大田原グリーンパーク、美原公園)

表3 本計画の対象外とした施設

理由	部局	課及び施設名
指定管理	保健福祉部	福祉課(福祉センター) 子ども幸福課(子ども未来館)
	市民生活部	生活環境課(火葬場)
	産業振興部	農政課(道の駅那須与一の郷、水遊園直売所、湯けむりふれあいの丘直売所、湯けむりふれあいの丘レストラン牧場) 農林整備課(交流促進センター若杉山荘) 商工観光課(大田原地域職業訓練センター、湯津上温泉やすらぎの湯、総合交流ターミナルセンター黒羽温泉五峰の湯)
	教育部	教育総務課(黒羽中学校屋内温水プール) 生涯学習課(ふれあいの丘、大田原市立大田原図書館) 文化振興課(那須野が原ハーモニーホール) スポーツ振興課(屋内温水プール)
委託管理	保健福祉部	子ども幸福課(各学童保育館) 高齢者幸福課(各ほほえみセンター、希望の家、シニアプラザ清流荘)
	産業振興部	農政課(ポッポ農園、大輪味噌加工所、大野放牧場) 農林整備課(御亭山緑地公園、川上健康増進センター、矢倉地区活性化センター、余瀬多目的センター、須佐木下多目的センター、須賀川集会所兼直売センター) 商工観光課(旧須賀川小学校(須賀川体育館を含む。))
	建設部	都市計画課(各都市公園及び各普通公園。ただし、美原公園及び大田原グリーンパークを除く。)
使用貸借等	財務部	財政課(旧黒羽中学校、旧川西中学校、旧蜂巢小学校)
	産業振興部	農政課(佐良土多目的交流センター) 商工観光課(郷土資料館くらしの館、黒羽ふるさと物産センター、古民家)
未使用施設	財務部	財政課(旧片田小学校、旧須佐木小学校)
	産業振興部	農林整備課(山村開発センター)
	教育部	生涯学習課(住吉自修館)
委託運営	車両関係	生活環境課(市営バス)
		教育総務課(スクールバス)

※1 上記のほか、公衆便所や簡易な休憩施設は計画の対象外とする。

※2 学校跡地運動場は、電力契約や施設の管理上、その電力使用量等を的確に把握することが困難なため、対象外とする。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガスの排出状況

基準年度（平成24年度）の二酸化炭素排出量は、5,804tです。

なお、二酸化炭素排出量の要因別の割合は表4のとおりです。

表4 基準年度の二酸化炭素排出量

区分	使用量	排出係数	CO2排出量	割合	
電力	9,804,322 kWh	0.000464 t-CO2/kWh	4,549t	78.4%	
庁舎燃料	灯油	205,298 L	0.00249 t-CO2/L	511t	8.8%
	A重油	66,250 L	0.00271 t-CO2/L	180t	3.1%
	LPG	106,145 kg	0.003 t-CO2/kg	318t	5.5%
車両燃料	ガソリン	88,883 L	0.00232 t-CO2/L	206t	3.5%
	軽油	15,530 L	0.00258 t-CO2/L	40t	0.7%
計			5,804t	100%	

2 削減目標

平成24年度を基準年度として、本計画の最終年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を8%以上削減することを目標とします。

【削減目標の設定方法】

次章に定める電力使用量、庁舎燃料使用量及び車両燃料使用量の個別取組目標を達成した場合に想定される二酸化炭素排出削減量から、削減目標を設定しています。

1 電力 $9,804,322 \text{ kWh} \times 0.93 \times 0.000464 \text{ t-co}_2 / \text{ kWh} = 4,231 \text{ t}$

2 庁舎燃料

① 灯油 $205,298 \text{ L} \times 0.92 \times 0.00249 \text{ t-co}_2 / \text{ L} = 470 \text{ t}$

② A重油 $66,250 \text{ L} \times 0.92 \times 0.00271 \text{ t-co}_2 \text{ L} = 165 \text{ t}$

③ LPG $106,145 \text{ kg} \times 0.92 \times 0.003 \text{ t-co}_2 / \text{ kg} = 293 \text{ t}$

3 車両燃料

① ガソリン $88,883 \text{ L} \times 0.91 \times 0.00232 \text{ t-co}_2 / \text{ L} = 188 \text{ t}$

② 軽油 $15,530 \text{ L} \times 0.91 \times 0.00258 \text{ t-co}_2 / \text{ L} = 36 \text{ t}$

$5,383 \text{ t} / 5,804 \text{ t} = 92.7\%$

第3章 個別具体的な取組

1 省エネルギーの推進

本計画の二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、二酸化炭素排出の直接的原因である電気及び化石燃料の使用量について、個別に取組目標を設定し、積極的かつ計画的にその削減に努めます。

(1) 取組目標

項目		基準年度		取組目標
電力		9,804,322kWh		基準年度比で7%以上削減する。
庁舎 燃料	灯油	205,298 L	【原油換算値】 400,338 L	基準年度比で原油換算値として8%以上削減する。
	A重油	66,250 L		
	LPG	106,145 kg		
車両 燃料	ガソリン	88,883 L	【原油換算値】 94,449 L	基準年度比で原油換算値として9%以上削減する。
	軽油	15,530 L		

(2) 具体的な取組内容

項目	取組内容
電力	<ul style="list-style-type: none"> ● 冷房時の設定温度は28℃、暖房時の設定温度は19℃～20℃とするなど、「大田原市役所節電エコオフィス取組方針」に掲げる運用対策を適切に実行することとします。
庁舎燃料	<ul style="list-style-type: none"> ● 暖房の設定温度は19℃～20℃とし、不必要な窓及びドアの開閉を行わないなど室内温度の管理を徹底することとします。 ● 給湯器の設定温度を必要以上に高くせず、また不必要にお湯を使用しないなど適切な使用を徹底します。
車両燃料	<ul style="list-style-type: none"> ● 走行ルート of 合理化や相乗りの励行など適切な公用車使用を徹底します。 ● 待ち合わせ時や荷物の積み下ろし時などは、アイドリングストップを徹底します。 ● 不必要な急発進又は急加速を避け、エコドライブを徹底します。 ● 荷物の整理点検を行い、不要な荷物は車から降ろすこととします。 ● 近距離の移動の際には、徒歩又は自転車を積極的に利用します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● クールビズ、ウォームビズ及びノー残業デーの励行に努め、省エネルギー型の勤務スタイルを推進します。

【個別の取組目標の考え方】

①電力使用量

基準年度の電力使用量から、市長部局施設で－15%、上下水道施設で－2%、小中学校で－5%、教育部施設で－10%削減した場合、対象施設全体では電気使用量を約7%削減できます。

なお、施設区分ごとの削減率はこれまでの節電取組結果や省エネ診断業務委託の結果を参考に設定しています。

②庁舎燃料使用量

小・中学校の暖房施設を重油ボイラーから灯油ファンヒーターへの転換した上で、暖房及び給湯設備の適正使用により、灯油使用量を－5%、A重油使用量を－10%、LPG使用量を－5%削減した場合、庁舎燃料使用量を原油換算値として約8%削減できます。

なお、燃料ごとの削減率はこれまでの取組結果を参考に設定しています。

③車両燃料使用量

低燃費車の導入及びエコドライブの推進により、ガソリン使用量を－10%、軽油使用量を－2%削減した場合、車両燃料使用量を原油換算値として約9%削減できます。

なお、燃料ごとの削減率はこれまでの取組結果を参考に設定しています。

2 省資源化の推進

コピー用紙の使用量の削減は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全や後述する廃棄物の削減の観点から重要な取組です。

また、水道使用量の削減は、上下水道施設におけるエネルギー使用量の削減につながります。

本計画では、コピー用紙及び水道使用量について、個別に取組目標を設定し、省資源化を推進することで、間接的に二酸化炭素排出量の抑制に努めます。

(1) 取組目標

項目	基準年度	取組目標
コピー用紙	14,760,055 枚	基準年度比で 20%以上削減する。
水道	164,468 m ³	基準年度値以下とする。

(2) 具体的な取組内容

項目	取組内容
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none">● 各課等におけるコピー用紙使用量の把握及び管理を徹底します。● 両面印刷及び両面コピーを徹底します。● コピー機やプリンタ等に片面使用済み用紙を給紙し、裏面印刷及び裏面コピーを徹底します。● コピー機使用時のリセットや印刷プレビュー画面の確認を徹底し、ミスコピー等を防止します。● 会議資料等の作成に当たっては、その必要性、配布方法又は部数等を十分に考慮し、用紙の使用を必要最低限にとどめます。また、会議資料は原則として両面印刷とします。● 庁内連絡における行政イントラの活用や、会議資料の電子化等により、ペーパーレス化を推進します。
水道	<ul style="list-style-type: none">● 水を流したままにしないなど、日常的な節水を励行します。● 元栓の開閉調整等により、必要に応じて水量を調整します。

【コピー用紙削減目標の考え方】

コピー用紙使用量の削減とグリーン購入とは相互に関連が高い取組ですが、バージンパルプを使用したコピー用紙と古紙を配合したコピー用紙とでは、その価格に約 20%の差があります。そのため、グリーン購入率を 100%とした上でコピー用紙購入費用を現行と同額以下に抑えるためには、コピー用紙の使用量そのものを-20%削減する必要があります。

3 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

平成 19 年 3 月に策定された「大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」では、「ごみを徹底的に減らし、資源を循環させるまちをめざして」を基本理念とし、平成 27 年度において、「事業系もやせるごみ」を平成 17 年度比で 30%削減する目標を掲げています。

また、二酸化炭素の排出を伴う一般廃棄物の焼却は、地球温暖化の一因です。

本計画では、廃棄物量及びリサイクル率について、個別に取組目標を設定し、率先して廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に努めます。

(1) 取組目標

項目	基準年度	取組目標
廃棄物量	142,798kg (平成 26 年度実績値)	基準年度比で 4%以上削減する。
リサイクル率	32%	基準年度値以上とする。

※廃棄物量とは、「可燃ごみの量+不燃ごみの量+粗大ごみの量」とする。

※リサイクル率とは、「(古紙回収量+再資源化物量)÷ごみ全体量」とする。

※東日本大震災の影響による本庁舎の使用停止などに伴い、平成 24 年度は各課等においてごみ排出量を適切に計測・把握することが困難だったため、廃棄物量の基準年度の値は平成 26 年度としている。

(2) 具体的な取組内容

項目	取組内容
廃棄物量 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課等における廃棄物量の計測及び把握を徹底します。 ● ごみの分別収集及び再資源化を徹底します。 ● 庁内の会議では、資料を入れるための封筒を配布しないこととします。 ● 再利用や長期使用が可能な製品の購入を推進し、使い捨て製品の購入を抑制します。 ● コピー用紙使用量の削減を徹底します。(2-(2)参照)

【廃棄物量削減目標の考え方】

「第二次大田原市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の目標として、平成 26 年度を基準年度に 1 人あたりの廃棄物量を 10 年で約 6%削減すると定めており、平均すると 0.6%削減/年となります。これを用いると「0.6%削減×4 年（H27 から H30）=2.4%削減」となりますが、市民・事業者への模範となるよう、「1%削減×4 年」とし、平成 30 年度までに平成 26 年度比 4%以上の削減としました。

4 グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に必要性を良く考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。例えば、コピー用紙について考えると、古紙配合率の高い製品を購入した場合、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全やリサイクルの推進に効果的です。

平成12年には「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）が制定され、地方自治体においても環境物品等の調達の推進に努めることとされています。

本計画では、個別に取組目標を設定し、グリーン購入の推進に努めます。

(1) 取組目標

項目	取組目標
特定調達品目(※)に係るグリーン購入の割合	100%とする。

(※)「大田原市役所グリーン購入基本方針」で定める物品等

(2) 取組内容

項目	取組内容
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none">● 物品の調達時には、その必要性及び適正量を十分に考慮し、調達総量を必要最小限にとどめます。● 「大田原市役所グリーン購入基本方針」に掲げる取組内容を適切に実行します。

参考3 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

第10条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 (略)

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 施設の低炭素化の推進

二酸化炭素排出量の削減のためには、日常的な節電及び省エネ行動に加え、新エネルギーの活用や省エネルギー設備の導入などの設備対策も重要です。

本市においては、これまでも太陽光発電設備や電気自動車の導入などを行ってきましたが、今後とも新エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

項目	取組内容
新エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の新築又は改修の際には、太陽光等の再生可能エネルギーの導入を検討します。 ● 公用車を新たに購入又はリースする際には、電気自動車やハイブリッド車などの低公害車又は低燃費車を導入します。
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の新築若しくは改修又は設備の更新の際には、「大田原市役所節電エコオフィス取組方針」に掲げる設備対策を考慮し、エネルギー効率の良い設備を導入します。

参考4 市有施設へのこれまでの導入事例

名称	導入施設	備考
デマンド監視システム	仮設庁舎、湯津上庁舎、黒羽庁舎、大田原中学校	使用電力を常に計測し、あらかじめ設定した目標値を超過しそうな場合には警報を発します。高圧受電契約施設での最大需要電力抑制に効果的です。
LED照明	保健センター	白熱電球や蛍光灯などの従来型照明と比べて、低消費電力、低発熱性、長寿命といった特徴があります。特に、消費電力については、白熱電球と比べて約80%、蛍光灯と比べて約30%の削減効果があります。
キャノピースイッチ	仮設庁舎	照明のスイッチを単独回路にし、使用していない照明をこまめに消灯することにより、節電に結び付けます。
太陽光発電システム	両郷地区コミュニティセンター (20kW) しんとみ保育園 (30kW) ゆづかみ保育園 (20kW) ふれあいの丘 (10.5kW)	太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて電気を発電する装置です。化石燃料を使用した場合に比べて二酸化炭素の排出量が極めて少なく、地球温暖化防止に効果的です。また、災害時のエネルギー確保にも有効です。
電気自動車	仮設庁舎 (生活環境課)	二酸化炭素をほとんど排出しないため、地球温暖化防止に効果的です。

第4章 計画の推進等

1 計画の推進体制

(1) 地球温暖化防止推進員

各課及び施設（以下「各課等」という。）における本計画の確実な実施・運用を図るため、各課等に地球温暖化防止推進員を置きます。なお、地球温暖化防止推進員は各課等の長を充てることとし、次の業務を行います。

- ① 各課等における本計画の推進状況の把握に努め、必要に応じた指導又は助言を行います。
- ② 各課等における電力使用量、燃料使用量、水道使用量、コピー用紙購入量及び廃棄物量を毎月記録します。
- ③ 各課等における取組の実施状況を点検し、その結果を毎月記録します。
- ④ 毎年度はじめに、各課等における前年度の本計画の推進状況に関する自己評価を行います。

(2) 地球温暖化防止推進責任者

各課等における本計画の推進状況の総括、目標達成状況の分析及び目標達成状況に応じた改善指示を行うため、各部等に地球温暖化防止推進責任者を置きます。なお、地球温暖化防止推進責任者は各部長（支所にあつては支所長、会計課にあつては会計管理者、議会事務局及び監査委員事務局にあつては事務局長）を充てることとします。

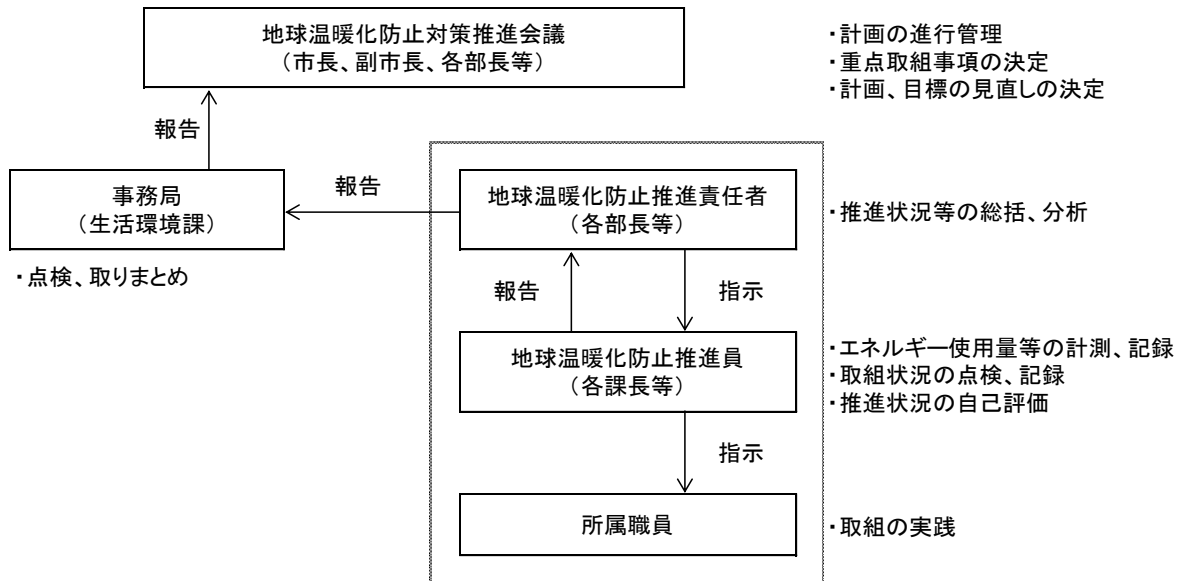
(3) 地球温暖化防止対策推進会議

各部局における本計画の推進状況及び目標達成状況を分析し、市全体の進行管理をし、また重点的な取組事項の決定及び状況に応じた目標の見直し等を行うため、地球温暖化防止対策推進会議を設置します。なお、地球温暖化防止対策推進会議は、市長、副市長及び地球温暖化防止推進責任者をもって構成します。

(4) 事務局

地球温暖化防止対策推進会議の事務局を市民生活部生活環境課に置きます。

図3 推進体制図



2 職員に対する研修等

本計画に掲げられた取組を実践するのは一人ひとりの職員であり、本計画の目標を達成するためには職員の意識が重要となります。そのため、地球温暖化防止に係る職員の意識向上及び知識習得を目的として、職員に対する情報提供及び研修を定期的を実施します。

3 点検の体制

(1) 地球温暖化防止推進員

- ① 各課等におけるエネルギー等の使用量及び取組の実施状況を「実行計画取組点検表（別紙様式第1号）」に毎月記録します。
- ② 「実行計画取組点検表」を基に、毎年度はじめに各課等における前年度の本計画の推進状況に関する自己評価を行い、その結果を「実行計画評価調書（別紙様式第2号）」に記録します。

なお、電力使用量及び燃料使用量については、半期ごとの個別評価も併せて行うこととします。

- ③ 「実行計画取組点検表」及び「実行計画評価調書」を、毎年度4月末日までに、地球温暖化防止推進責任者に提出します。

(2) 地球温暖化防止推進責任者

地球温暖化防止推進員から提出された「実行計画取組点検表」及び「実行計画評価調書」の内容を確認した上、毎年度 5 月 15 日までに、市民生活部生活環境課に提出します。

(3) 事務局

市民生活部生活環境課は、地球温暖化防止推進責任者から提出された「実行計画取組点検表」及び「実行計画評価調書」の内容を取りまとめた上、地球温暖化防止対策推進会議に報告します。

4 評価の体制及び方法

点検結果に対する評価は、地球温暖化防止対策推進会議において、二酸化炭素排出量、個別の取組目標の実績値及び取組内容の実施状況を過年度と比較することにより行います。

また、評価は対象施設の増減や事業内容を考慮した上で行うものとし、地球温暖化防止対策推進会議における評価・審議の結果、必要に応じて本計画及び本計画の目標値の見直しを行うこととします。

5 結果の公表

市民及び市内事業者に対して、本市が積極的に地球温暖化防止に取り組んでいることを周知し、もって市域全体における地球温暖化防止を推進するため、市の広報紙及びホームページ等により、本計画の実施状況及び二酸化炭素排出量を定期的に公表します。

なお、本計画の実施状況及び二酸化炭素排出量は、温対法第 20 条の 3 第 10 項の規定により、その公表が義務付けられています。

参考 5 地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 10 項

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
--

大田原市役所地球温暖化防止実行計画

平成26年3月

平成27年11月一部改正
平成30年6月一部改正

大田原市

(事務局 市民生活部生活環境課)

〒324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1

TEL (0287) 23-8706